

## □ 芦屋市社会教育関係団体公募提案型補助金交付対象自主 事業の募集要項

### 1. 芦屋市社会教育関係団体公募提案型補助金とは

芦屋市において社会教育関係団体として登録された団体が実施する自主事業について、その企画案を募集し、認められた企画案に対して事業経費の一部を補助し、市民の社会教育活動の促進を図る制度です。

### 2. 募集する自主事業の内容

団体の専門性、得意分野を活かした自主事業で、団体構成員のための活動にとどまらず、広く一般市民や児童生徒を対象とした事業です。

(例)・講座，講演会，大会，展示会，フィールドワーク，ワークショップ，シンポジウムなど，広く市民を対象とした事業

- ・多世代間の交流を図ることを目的とした事業
- ・市内の児童生徒が文化の一端に触れることができるような，また積極的に児童生徒の参加を呼び掛ける事業 等

### 3. 応募要件

- (1) 芦屋市において社会教育関係団体として登録された団体であること。
- (2) 原則として、市内に在住・在勤・在学の人を事業対象者とし、概ね30人以上を対象とすること。
- (3) 原則として、市内の公共的施設（社会教育施設，地区集会所，公共施設に付属するスペース等）において実施すること。ただし、事業内容において民間施設の利用も可とします。
- (4) 企画案に対して芦屋市の他の補助金等の交付（または交付決定）を受けていないこと。
- (5) 平成29年10月1日から平成30年3月31日に実施する事業であること。
- (6) 参加費用が必要な場合は、材料費などの余剰の利益を生じない範囲内で徴収すること。
- (7) 教育委員会との連絡を含め1人以上の担当者を固定で定め、事業を主催すること。

### 4. 補助金の額

補助対象経費の3分の2以内の額を補助金の額とします。ただし、5万円を上限とします。

5. 補助対象経費とは

謝金，旅費，消耗品費，印刷製本費，通信運搬費，保険料，使用料等をいいます。詳細は，別紙「補助対象経費の考え方」を参照してください。

6. 応募手続きについて

○受付期間

平成29年6月1日（木）～6月30日（金）

ただし，土曜日，日曜日及び平日の正午～午後12時45分は除く。

○申請書類

①芦屋市社会教育関係団体公募提案型補助金事業団体企画提案書

②その他，団体が必要に応じて添付する資料

○提出方法

下記の宛先に持参，または郵送にてご提出ください。

○提出・問い合わせ先

芦屋市教育委員会社会教育部生涯学習課管理係

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

TEL：0797-38-2091

7. 応募企画の審査等について

応募された事業については，芦屋市社会教育委員の会議において意見を聴いたうえで，補助対象事業を決定し，8月以降に通知する予定です。

8. 補助金の交付時期等について

補助対象事業を決定後，団体に補助金交付申請書等の必要書類を送付しますので，補助金交付の申請を行ってください。

補助金交付決定通知を受けた団体は，企画提案書にある補助対象事業を実施し，事業が完了したときは，1か月以内に領収書，またはこれに準ずる書類を添付して補助事業実績報告書を提出してください。

実績報告の提出があった後，その内容を審査し，交付すべき補助金の額を確定し，通知します。

9. 補助対象事業の取扱いについて

補助対象事業の決定を受けた事業は，芦屋市教育委員会との共催事業とし

ます。

事業の実施にあたっては、事業の企画調整、講師等の依頼・調整、チラシの作成・配布、参加者の募集・受付、資料の作成、事業当日の会場設営・受付・撤収、講師対応等は、原則としてすべて団体が行います。ただし、団体の自主性を損なわない範囲でサポートします(事業を周知するための広報あしやへの掲載等)ので、ご相談ください。